

社会保障審議会 介護給付費分科会（第243回）	資料 1
令和6年12月23日	

地域区分

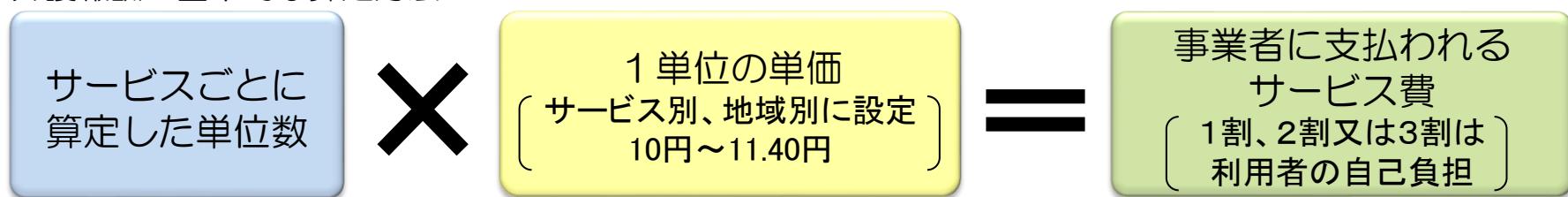
厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

介護報酬について

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。(介護保険法第41条第4項等)
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定している。
- 各市町村に適用される級地(地域区分)は、公平性・客觀性を担保する観点から、公務員(国家・地方)の地域手当の設定がある地域は、原則として当該地域手当の区分に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、一部特例を設けている。

■介護報酬の基本的な算定方法



(根拠) 指定居宅サービスの費用の額の算定に関する基準(告示)等

(根拠) 厚生労働大臣が定める一単位の単価(告示)

■1単位の単価 (サービス別、地域別に設定)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%	
人件費割合	①70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	②55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	③45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

- ①訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／居宅介護支援／定期巡回・隨時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護
②訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／短期入所生活介護
③通所介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護医療院／
地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／地域密着型通所介護

地域区分の特例について

概要

令和6年度以降の級地の設定に当たっては、現行の級地を適用することを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※1）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

また、平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置（※2）については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。【告示改正】

（※1）

ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げるることを認める。

- i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
- ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
- iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。

（注1）隣接する地域の状況については、同一都道府県内ののみの状況に基づき判断することも可能とする。（アiのみ）

（注2）広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認めているが、令和5年度末に解散する場合について、激変緩和措置を設ける。

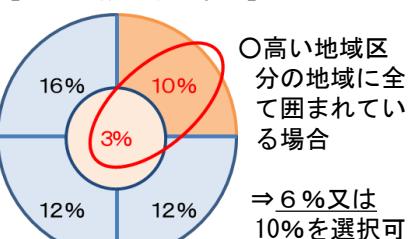
（注3）自治体の境界の過半が海に面している地域にあっては、イの例外として、3級地差以上の級地差であっても2級地差になるまで引上げを認める。

（注4）障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引上げを可能とする。

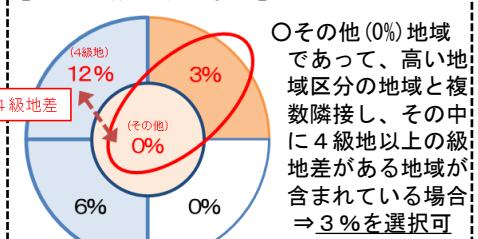
（※2）

平成27年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。

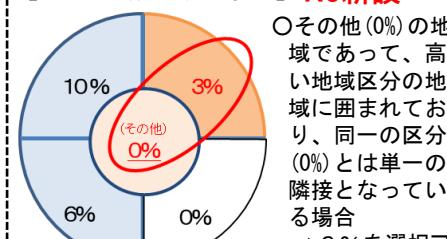
【ア i に該当する事例】



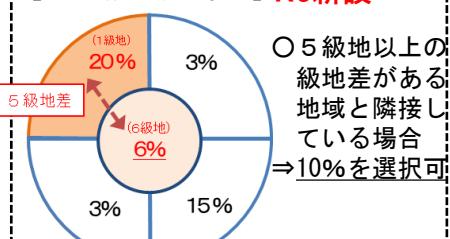
【ア ii に該当する事例】



【ア iii に該当する事例】 R6新設



【イ に該当する事例】 R6新設



令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域										その他					
上乗せ割合	1級地		2級地		3級地		4級地		5級地		6級地		7級地		その他
	20%	16%	16%	12%	15%	12%	10%	10%	6%	6%	3%	3%	0%		
地域	東京都 特別区	東京都 調布市(3)	埼玉県 さいたま市	茨城県 牛久市	兵庫県 尼崎市	宮城県 仙台市	東京都 武藏村山市	大阪府 岸和田市	北海道 札幌市	新潟県 新潟市	愛知県 豊橋市	奈良県 天理市	その他	大和高田市(6)	その他
	町田市	千葉県 朝霞市	埼玉県 千葉市	日立市	伊丹市	茨城県 瑞穂町	多賀城市 羽村市	泉大津市 貝塚市	茨城県 結城市	富山県 富山市	奈良県 半田市	奈良県 天理市			
	狛江市	多摩市 浦安市(4)	神奈川県 東京都	志木市	川西市	茨城県 土浦市	三田市 奥多摩町	泉佐野市	茨城県 下妻市	山梨県 石川県	常滑市 金沢市	常滑市 蒲郡市			
	多摩市	横浜市 川崎市	横浜市 川崎市	和光市	つくば市 広島県	古河市	三田市 檜原村	富田林市	常総市 笠間市	福井県 河内長野市	御所市 内灘町	御所市 小牧市			
	神奈川県 横浜市	東京都 東京都	千葉県 八王子市	守谷市	広島市	利根町	神奈川県 秦野市	河内長野市	ひたちなか市 ひたちなか市	福井県 福井市	新城市 新城市	新城市 香芝市			
	横浜市 川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 武藏野市	船橋市	埼玉県 府中町	栃木県 宇都宮市	八潮市(6) 草加市(6)	和泉市	那珂市 那珂市	福井市 福井市	東海市 東海市	東海市 宇陀市			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 三鷹市	成田市	川口市(6) 福岡県	野木町	福岡市 二宮町	柏原市	筑西市 筑西市	山梨県 山梨県	大府市 大府市	大府市 山添村			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 青梅市	習志野市	戸田市(6)	春日市	群馬県 中井町(他)	藤井寺市	坂東市 坂東市	甲府市 甲府市	知多市 知多市	知多市 平群町			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 府中市	東京都	立川市	群馬県 高崎市	新座市 清川村	泉南市	坂東市 稻敷市	高浜市 南アルプス市(4)	三郷町 三郷町	三郷町 斑鳩町			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 小金井市	小平市	昭島市	埼玉県 埼玉県	八潮市(6)	大坂狭山市	つくばみらい市 つくばみらい市	南部町(他)	田原市	田原市			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 小平市	昭島市	八潮市(6)	千葉県 ふじみ野市	埼玉県 川越市	坂南市	大洗町 長野原町	長野原町	大口町	大口町			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 日野市	日野市	東大和市	千葉県 市川市	市川市	坂南市	阿見町 河内町	河内町	安堵町 松本市	安堵町 阿久比町			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 東村山市	東村山市	相模原市	千葉県 松戸市	松戸市	豊能町	八千代町 八千代町	塩尻市	三宅町 東浦町	三宅町 田原本町			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 国分寺市	国分寺市	横須賀市(5)	千葉県 佐倉市	佐倉市	愛知県	五霞町 岐阜県	岐阜県	曾爾村 武豊町(他)	曾爾村 武豊町(他)			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 清瀬市	清瀬市	藤沢市	千葉県 市原市	市原市	能勢町	岐阜県 岐阜市	岐阜市	明日香村 多治見市	明日香村 多治見市			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 東久留米市	東久留米市	逗子市	千葉県 八千代市	八千代市	能勢町	岐阜県 境町	岐阜市	上牧町 設楽町	上牧町 設楽町			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 稻城市	稻城市	三浦市(6)	千葉県 四街道市	四街道市	能勢町	岐阜県 大垣市	岐阜市	王寺町 東栄町	王寺町 東栄町			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 西東京市	西東京市	海老名市	千葉県 袖ヶ浦市(6)	袖ヶ浦市(6)	能勢町	岐阜県 多治見市	岐阜市	豊根村 各務原市	豊根村 各務原市			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 神奈川県	神奈川県	鎌倉市	千葉県 豊中市	豊中市	能勢町	岐阜県 美濃加茂市(他)	岐阜市	広陵町 東栄町	広陵町 東栄町			
	川崎市	大阪府 大阪市	千葉県 厚木市(4)	厚木市(4)	厚木市	千葉県 池田市	池田市	能勢町	岐阜県 下野市(6)	岐阜市	河合町 可見市	河合町 三重県			
	川崎市	愛知県 愛知県	千葉県 吹田市	吹田市	東京都	千葉県 東京都	越谷市	兵庫県	岐阜県 下野市(6)	岐阜市	岡山県 名張市	岡山県 岡山県			
	川崎市	愛知県 愛知県	千葉県 高槻市	高槻市	高槻市	千葉県 福生市	福生市	西尾市	岐阜県 壬生町	岐阜市	いなべ市 浜松市	いなべ市 浜松市			
	川崎市	愛知県 愛知県	千葉県 寝屋川市	寝屋川市	寝屋川市	千葉県 あきる野市	あきる野市	西尾市	岐阜県 壬生町	岐阜市	岡山県 伊賀市	岡山県 伊賀市			
	川崎市	愛知県 愛知県	千葉県 箕面市	箕面市	箕面市	千葉県 日の出町	日の出町	西尾市	岐阜県 富士宮市	岐阜市	広島県 三島市	広島県 三島市			
	川崎市	大阪府 大阪府	千葉県 四條畷市(3)	四條畷市(3)	神奈川県	千葉県 平塚市	平塚市	西尾市	岐阜県 富士宮市	岐阜市	東広島市 木曾岬町	東広島市 木曾岬町			
	川崎市	大阪府 大阪府	千葉県 守口市	守口市	兵庫県	千葉県 神戸市	神戸市	西尾市	岐阜県 下野市(6)	岐阜市	廿日市市 東員町	廿日市市 廿日市市			
	川崎市	大阪府 大阪府	千葉県 大東市	大東市	兵庫県	千葉県 茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	西尾市	岐阜県 富士市	岐阜市	山南市 朝日町	山南市 朝日町			
	川崎市	大阪府 大阪府	千葉県 門真市	門真市	兵庫県	千葉県 大和市	大和市	西尾市	岐阜県 前橋市	岐阜市	周南市 坂町	周南市 坂町			
	川崎市	大阪府 大阪府	千葉県 西宮市	西宮市	兵庫県	千葉県 伊勢原市	伊勢原市	西尾市	岐阜県 伊勢崎市	岐阜市	近江八幡市 藤枝市	近江八幡市 藤枝市			
	川崎市	大阪府 大阪府	千葉県 芦屋市	芦屋市	兵庫県	千葉県 綾瀬市	綾瀬市	西尾市	岐阜県 御殿場市	岐阜市	徳島県 徳島市	徳島県 徳島市			
	川崎市	大阪府 大阪府	千葉県 宝塚市	宝塚市	兵庫県	千葉県 葉山町(6)	葉山町(6)	西尾市	岐阜県 吉岡町(他)	岐阜市	香川県 野洲市	香川県 野洲市			
	川崎市	愛知県 愛知県	千葉県 愛知県	愛知県	千葉県	千葉県 知立市(6)	知立市(6)	西尾市	岐阜県 吉岡町(他)	岐阜市	高松市 高島市	高松市 高島市			
	川崎市	愛知県 愛知県	千葉県 豊明市(6)	豊明市(6)	千葉県	千葉県 みよし市	みよし市	西尾市	岐阜県 玉村町	岐阜市	北九州市 高南町	北九州市 高南町			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県	滋賀県	滋賀県	千葉県 大津市	大津市	西尾市	岐阜県 函南町	岐阜市	福岡県 東近江市	福岡県 東近江市			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 草津市	草津市	滋賀県	千葉県 草津市	草津市	西尾市	岐阜県 熊谷市	岐阜市	北九州市 日野町	北九州市 日野町			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 栗東市	栗東市	滋賀県	千葉県 京都府	京都府	西尾市	岐阜県 深谷市	岐阜市	飯塚市 長浜市	飯塚市 長浜市			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 京都市	京都市	滋賀県	千葉県 京都市	京都市	西尾市	岐阜県 長泉町	岐阜市	筑紫野市 周南市	筑紫野市 周南市			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 長岡京市(6)	長岡京市(6)	滋賀県	千葉県 大津市	木更津市(7)	西尾市	岐阜県 小山町	岐阜市	古賀市 京都府	古賀市 京都府			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 大津市	大津市	滋賀県	千葉県 野田市	木更津市(7)	西尾市	岐阜県 日高市	岐阜市	久御山町 久御山町	久御山町 久御山町			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 栗原市	栗原市	滋賀県	千葉県 柏市	桑名市	西尾市	岐阜県 毛呂山町	岐阜市	長崎県 森町	長崎県 森町			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 龜山市	龜山市	滋賀県	千葉県 柏市	鈴鹿市	西尾市	岐阜県 南南町	岐阜市	長崎県 姫路市	長崎県 姫路市			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 亀山市	亀山市	滋賀県	千葉県 流山市	龜山市	西尾市	岐阜県 寄居町	岐阜市	長崎市 加古川市	長崎市 加古川市			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 松原市	松原市	滋賀県	千葉県 白井市	鈴鹿市	西尾市	岐阜県 東金市	岐阜市	長崎市 三木市	長崎市 三木市			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 松原市	松原市	滋賀県	千葉県 酒々井町	甲賀市	西尾市	岐阜県 君津市	岐阜市	長崎市 高砂市	長崎市 高砂市			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 大高石	大高石	滋賀県	千葉県 大田市	向日市	西尾市	岐阜県 富津市	岐阜市	長崎市 稻美町	長崎市 稻美町			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 東大阪市	東大阪市	滋賀県	千葉県 高石市	八幡市	西尾市	岐阜県 八街市	岐阜市	長崎市 播磨町	長崎市 播磨町			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 交野市	交野市	滋賀県	千葉県 京田辺市	京田辺市	西尾市	岐阜県 富里市	岐阜市	長崎市 吉見町	長崎市 吉見町			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 木津川市	木津川市	滋賀県	千葉県 木津川市	木津川市	西尾市	岐阜県 山武市	岐阜市	長崎市 鳩山町	長崎市 鳩山町			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 大山崎町(7)	大山崎町(7)	滋賀県	千葉県 精華町	精華町	西尾市	岐阜県 大網白里市	岐阜市	長崎市 大網白里市	長崎市 大網白里市			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 南足柄市(他)	南足柄市(他)	滋賀県	千葉県 山北町	山北町	西尾市	岐阜県 長柄町	岐阜市	長崎市 長柄町	長崎市 長柄町			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 箱根町	箱根町	滋賀県	千葉県 箱根町	箱根町	西尾市	岐阜県 長南町	岐阜市	長崎市 長南町	長崎市 長南町			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 神奈川県	神奈川県	滋賀県	千葉県 南足柄市(他)	南足柄市(他)	西尾市	岐阜県 神奈川県	岐阜市	長崎市 南足柄市(他)	長崎市 南足柄市(他)			
	川崎市	愛知県 愛知県	滋賀県 山北町	山北町	滋賀県	千葉県 箱根町	箱根町	西尾市	岐阜県 箱根町	岐阜市	長崎市 箱根町	長崎市 箱根町			

※ この表に掲げる名称は、令和6年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地名

※ 赤字は、令和6年度介護報酬改定において級地の変更があった市町村であり、括弧内は、変更前の級地

級地の設定状況について

○特例及び経過措置の適用状況

(自治体数)

	合 計 (A+B)	本来の級地よりも 引き上げ(A)	本来の級地よりも 引き下げ(B)
公務員の地域手当に準拠	1,544	—	—
経過措置を適用 (H27～)	80	2	78
複数隣接ルールを適用 (H27・R6)	57	55	2
完全囲まれルールを適用 (H30・R3)	30	15	15
4級地差ルールを適用 (R3)	2	2	—
5級地差ルールを適用 (R6)	7	7	—
広域連合ルールを適用 (H27～)	20	5	15
他制度との均衡ルールを適用 (R6)	1	1	—

(参考)令和6年度改定において級地変更があった自治体数 38(引き上げ35、引き下げ3)

- 完全囲まれルールの適用 5
- 複数隣接ルールを適用 10
- 5級地差ルールを適用 7
- 広域連合ルールを適用 1
- 他制度との均衡ルールを適用 1
- 経過措置の変更 6
- 経過措置の終了 8

地域区分のこれまでの見直しの経緯

平成12年度介護保険制度創設

国家公務員の調整手当に準拠した地域区分を設定（5区分）

平成15年度介護報酬改定

地域区分の改定なし

※人事院勧告（平成17年度）により国家公務員の地域手当の見直し（完全施行は平成22年度から）

平成18年度介護報酬改定

国家公務員の地域手当が新設され、級地が7区分となったものの、地域区分の改定は行わず、従来の5区分を踏襲

平成21年度介護報酬改定

①一部の級地について上乗せ割合を引き上げ（級地の見直しは実施せず）
②地域差を勘案する職員の範囲について、直接処遇職員から具体的に配置基準が定められている職種の職員に拡大
③人件費割合について、2類型（人件費割合60%と40%のサービス）から3類型（人件費割合70%、55%、45%のサービス）に見直し

平成24年度介護報酬改定

国家公務員の地域手当に準拠した見直し（7区分）

※国の官署がないため地域手当の設定がない地域については、診療報酬の地域加算の対象地域の考え方を準拠して設定

※経過措置として、2区分以上変更する地域は1区分の変更でも認めるとともに、乙地（5%）の地域は引き続き5%の設定を可能とした

※人事院勧告（平成26年度）により国家公務員の地域手当の見直し（完全施行は平成30年度から）

平成27年度介護報酬改定

国家公務員または地方公務員の地域手当に準拠した見直し（8区分）

※経過措置として、従前の上乗せ割合と見直し後の上乗せ割合の範囲内での選択を認める
※特例として、複数隣接ルール及び広域連合ルールを設定

平成30年度介護報酬改定

特例として、完全囲まれルールを設定

令和3年度介護報酬改定

特例として、4級地差ルールを設定

令和6年度介護報酬改定

5級地差ルール及び新複数隣接ルールを設定

※人事院勧告（令和6年度）により国家公務員の地域手当の見直し（完全施行は令和10年度以降）

※地方公務員の地域手当も国家公務員と同様の見直し（現在、90市町村が国家公務員の地域手当や総務省から示された支給割合等とは異なる独自の支給割合を設定しており、見直し後はさらに増えることも考えられる）

地域区分について

基本的な考え方

- 介護報酬は、介護サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定するものであり、人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別（8区分）及び人件費割合別（3区分）に1単位あたりの単価を定めている。
- 地域区分における級地の設定は、公平性・客觀性を担保する観点から、原則として、地域における民間の賃金水準を反映して設定されている公務員（国家公務員または地方公務員）の地域手当に準拠しており、隣接地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には、自治体の意向を踏まえた上で介護報酬改定の際に特例を設けることで適用する級地の見直しを行っている。
※ 公務員の地域手当は、賃金構造基本統計調査により算出した賃金指数（全国平均を100とする指数）が93.0以上の地域を地域手当の支給地域として設定している。

今後の対応について

- 国家公務員の地域手当については、令和6年8月に出された人事院勧告において、級地区分を設定する地域の単位を広域化（従来の市町村単位から都道府県単位を基本）するとともに、級地区分の段階数を7区分から5区分とする見直し内容が示され、令和7年度から段階的に支給割合の引下げや引上げが実施されることとなっている。
※ 地方公務員の地域手当についても国家公務員の地域手当と同様の考え方で見直しを行うことが適当とされている（社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会 紹介分科会 報告書）。
- また、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告において、「地域区分については、令和7年度に予定されている公務員の地域手当の見直しを踏まえ、その在り方について検討していくべきである。」とされている。
- こうした点を踏まえ、次期介護報酬改定に向けて市町村の意向を確認しつつ、地域区分のあり方について検討を進めることとしてはどうか。

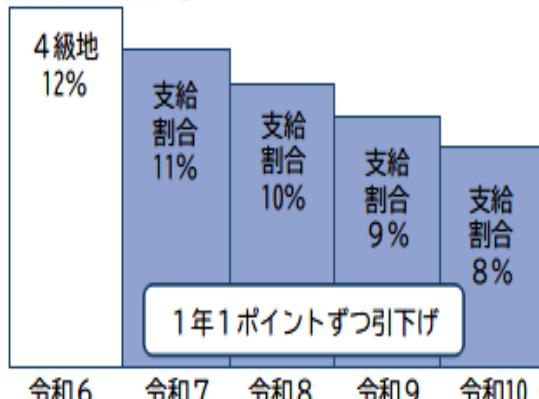
(参考) 公務員の地域手当の見直し内容

(「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み」(令和6年8月 人事院)より抜粋)

地域手当の大きくくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例: 現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市等
4級地	12%	神戸市等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市等



【見直し後】

16都府県
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例	
		(都府県で指定)	(中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市等

(参考) 地域手当の支給地域及び支給割合

(「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み」(令和6年8月 人事院)より抜粋)

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 (20%)		東京都：特別区
2級地 (16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地 (12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 (8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地 (4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山县：和歌山市、橋本市 岡山县：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

(参考) 見直し後の支給地域及び級地区分・支給割合

(「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会 納入分科会 報告書」(令和6年10月)より抜粋)

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 20%		東京都：特別区
2級地 16%	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地 12%	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、蕨市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、習志野市、我孫子市、袖ヶ浦市、印西市 静岡県：裾野市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市、日進市 京都府：長岡京市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 8%	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、狭山市、上尾市、朝霞市、新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、富津市、浦安市、四街道市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、高砂市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地 4%	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 宮城県：富谷市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山县：和歌山市、橋本市 岡山县：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

※ 表中「都道府県の級地と異なる地域」については、令和6年人事院勧告・報告で示された支給地域に、国家公務員が在勤していない地域も加えて掲げている。